「ZEH宿泊体験事業」に係る連携協定書（案）

大阪府（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が実施するZEH宿泊体験事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、ZEHの宿泊体験事例を広く府民へ情報発信することによりZEHの良さを周知し、大阪府内での新築住宅における太陽光発電の普及及び省エネルギーの推進を図ることを目的とした本事業の実施に当たり、甲が乙の協力を得て本事業を実施するために必要な事項を定める。

（甲の役割）

第２条　甲は、本事業において、次の各号に掲げる役割を担う。ただし、乙が自ら第1号及び第5号の役割を担うことを妨げない。

　(1) 府民への事業の周知

　(2) 宿泊体験申込みの乙への取次ぎ

　(3)　ZEH広報のためのパンフレット及びアンケートの作成

　(4) アンケート結果及び実績の取りまとめ

　(5) 宿泊体験事例の府民への広報

（乙の役割）

第３条　乙は、本事業において、次の各号に掲げる役割を担う。

1. 宿泊体験に必要となる備品の準備
2. 宿泊体験施設に係る問合せ対応及び宿泊体験申込みの受付
3. 宿泊体験に係る宿泊体験者との事前調整
4. 宿泊体験施設における宿泊体験者対応（ZEHの良さの説明など）
5. 宿泊体験者に対するアンケートの実施及び回収
6. アンケート結果及び宿泊体験実施実績の大阪府への報告
7. その他、本事業に関する広報等の協力、各種調整など

（経費負担）

第４条　第２条第１号及び第５号並びに第３条各号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（実施期間）

第５条　本事業の実施期間は、事業開始日から令和9年３月31日までとする。

２　本協定の有効期間は、締結日から令和9年３月31日までとする。

（募集要領等の厳守）

第６条　乙は、本事業の実施にあたり、募集要領及び申込書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱）

第7条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大阪府条例第60号）その他法令に定めるもののほか、この協定による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第8条　乙は、本事業の実施に際し、自己の責めに帰する事由により、甲又は宿泊体験者又は第三者に損害を与えた場合は、甲又は宿泊体験者又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

２　宿泊体験者が乙の所有物に損害を与えた場合や事故を発生させた場合は、乙と宿泊体験者の双方で協議し適切に解決するものとし、甲は関与しない。

（協定の解除）

第9条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

1. 乙が募集要領に定める要件を欠く事情が生じた、または当該内容に虚偽があったと判明したとき。
2. 乙が不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。
3. 乙が廃業または破産したとき。
4. 前各号に規定するほか、甲が協定を取り消すことが必要と認めたとき。

（協議）

第10条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

　(1) 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき。

　(2) 本協定の定める事項や解釈に疑義を生じたとき。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各々１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　甲

　大阪府

代表者　　大阪府知事　吉村　洋文

乙

　　所在地

事業者名

代表者

＜別記＞

**個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　大阪府と協定を締結した事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府との協定（以下「協定」という。）による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　協定締結事業者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第３　協定締結事業者は、本協定による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　協定締結事業者は、府に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（関連事業者の利用時の措置）

第４　協定締結事業者は、本協定における事務に関連する事業者（以下「関連事業者」という。）に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　協定締結事業者は、府に対して、関連事業者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（目的外利用・提供の禁止）

第５　協定締結事業者は、府の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために利用し、又は府の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（廃棄）

第６　協定締結事業者は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（事故発生時における報告）

第７　協定締結事業者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに府に報告し、府の指示に従うものとする。